

意見公募結果

- ・意見公募期間（令和6年2月13日から3月17日まで）
- ・提出された意見数 2名から5件

No.	ご意見の概要	ご意見に対する回答
1	<p>該当ページ（P1） 該当箇所 第1 1（1）イ（サ）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>転用申請において事業計画書を必須書類として加えたこと、および、それに伴う様式の変更について。</p> </div> <p>様式第1号において「(1) 転用の目的」欄の「事由の詳細」を記載すべき欄が削除され、様式第2号において「(1) 転用の目的」欄の「権利を設定し又は転用しようとする理由の詳細」を記載すべき欄が削除された。</p> <p>つまり、当該内容は新たに法定添付書類とする事業計画書で説明すべきという取扱いとなったが、申請書に記載すべき事項は農地法及び施行規則に定められており（施行規則第31条3号）、これを欠く申請書様式の変更には疑義がある。</p> <p>また、記載要領において、「許可を受けようとする土地以外で事業に必要とする土地の情報」欄に記載しきれない場合は、「別紙事業計画書のとおり」と記載して申請することができる旨記載されているものの、記載要領5にあるような「申請書に別紙を添付したうえで割印」を求めるような記載がなく、事業計画書の取扱いに法的整合性がないように見受けられる。</p> <p>なお、本来申請書に記載すべき内容を独立した別紙に求めることについては、申請書と同一の内容が記載される許可証が交付された際、許可の内容が不明確となる場合があることにも留意されたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、再度検討した結果、様式第1号の「(1) 転用の目的」欄の「事由の詳細」を記載すべき欄及び、様式第2号の「(1) 転用の目的」欄の「権利を設定し又は転用しようとする理由の詳細」を記載すべき欄を削除していましたが、「(1) 転用の目的」欄の「事由の概要」を記載すべき欄及び様式第2号の「(1) 転用の目的」欄の「権利を設定し、又は転用しようとする理由の概要」に改正案を修正いたします（別添の新旧対照表のとおり）。</p>
2	<p>該当ページ（P9） 該当箇所 第2 1（1）ア（イ）c（a）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>但書における「この限りでない」表現の用法と、表現の明確化について。</p> </div> <p>今回の改正において、「一時的な利用」における例外として、「農地の区画や形質を変更することなくイベント会場等として一時的に利用する場合の農地転用の取扱いについて（技術的助言）」の規定を踏まえた文言が追加された。引用する当該通知の趣旨は、農地をその区画や形質を変更することなく短期間で利用し、当該使用が終了した後、直ちに当該農地を耕作の目的に供することが可能であることが明らかな場合には「農地転用に該当しないと取り扱っても差し支えない」との内容である。すなわち、但書以下は「転用許可申請が不要な場合＝許可なく転用事業を行うことができる場合」を示すものである。一方、当該箇所の本文は、農用地区域内にある農地の転用が原則として許可されない中、「『一時的な利用』に該当する場合には例外的に許可することができる」余地を認める趣旨である。</p> <p>ここで「この限りでない」表現の法的用語解釈に言及したい。「この限りでない」は但書で用いられる表現であり、本文で定められた原則的内容を特定の場合について否定し排除する意味で用いられる。例えば、民法第5条第1項では「未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。」と規定され、本文においては、原則として未成年者の法律行為に法定代理人の同意を要するところ、但書においては、その原則を否定する場面を規定する。</p> <p>該当箇所について見てみれば、本文が「『一時的な利用』に該当する場合には例外的に許可することができる」ことを意味するのであれば、「この限りでない」表現が付される但書の内容は、「『一時的な利用』に該当しない」もしくは「『一時的な利用』に該当するが許可できない」との意味と解されなければならない。しかし、これでは引用する通知の趣旨と反し、「転用事業を行うことができない」との結論を導いてしまうと考えられる。もちろん、通知の内容を見れば文意を窺い知ることが可能ではあるが、該当箇所には要件のみしか明記されておらず、要件を満たす場合にどのような結論となるのか必ずしも明らかではない。</p> <p>そこで、「(略) 直ちに当該農地を耕作の目的に供することが可能であることが明らかな場合は、『許可を要する農地転用にあらず』、この限りでない。」等の表現の明確化を検討いただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、再度検討した結果、国の通知（「農地法の運用について」農水省 HP 令和5年4月1日現在）の記載内容を原文のまま引用しているため、改正案は修正しないことといたします。</p>
3	<p>該当ページ（P14） 該当箇所 第2 1（1）イ（イ）c（e）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される場合の、「集落」の定義について。</p> </div>	

	<p>「集落」とは、家屋の敷地から半径 60 メートル未満の範囲に、当該家屋を含め 2 戸以上の家屋が集合する区域をいうが、改正によって「家屋の敷地から」とされたものの、依然として曖昧さを残している。例えば、家屋が地面と接する部分のみを指すのか、また、建築基準法における敷地の定義である「一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地」(建築基準法施行令第 1 条第 1 号)を準用し、離れ(隠居部屋、勉強部屋など)や車庫、物置(納屋)、畜舎等の用途上不可分の建築物を含めた土地を指すのか、さらには、それら建築物が所在する土地の境界までを含めるのかなど明らかでないため、出来る限り明確な基準を示すよう検討いただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、別に定めている「農地法第 4 条及び第 5 条の許可に係る審査の手引き」に、「家屋の敷地」の判断基準を追記いたします。</p>
4	<p>該当ページ (P31) 該当箇所 別表 1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 事務処理期間の起算点について。 </div> <p>別表 1 の欄外において、「上記処理期間は、審査に必要な書類が適正な状態ですべて行政庁にそろった時点から起算される」との記載があるが、標準処理期間とは「申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間」を言い(行政手続法第 6 条)、「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは、遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者(以下「申請者」という。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない」(同第 7 条)とされている。</p> <p>今回の改正によって、本来申請者には無関係の「意見書の確認」が削除されたことは当然として、「補正対応を行っている期間を含めない」かどうかを判断するにあたっては、形式上の要件に適合しない申請に対する補正対応の求めと、いわゆる確認事項とされる対応の求めとは明確に区別して処理されるべきと考える。</p>	<p>ご意見を踏まえ、再度検討した結果、以下の理由により改正案は修正しないことといたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準的な事務処理期間は、審査に必要な書類が、適正な状態ですべて行政庁にそろった時点から起算されるものであり、現状、農林水産省の通知に則り、適切に対応しているため。
5	<p>該当ページ (様式 1 号～13 号) 該当箇所 審査基準様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 様式は、「行政指導指針」で定めることを求めます。 </div> <p>1. 高知県行政手続条例で定める「審査基準」の用語</p> <p>① 様式は、申請人からバラバラな記載形式で申請書を提出されると審査や書類整理に支障を来すので、行政庁が「同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項」(高知県行政手続条例第 2 条第 9 号オ)を書式として定めたもので、「行政指導指針」に該当します。</p> <p>② ところが、高知県では、申請書様式を「農地法第 4 条及び第 5 条の許可に係る審査基準」(以下「県の審査基準」という。)で定めています。</p> <p>③ 審査基準は、行政手続法第 2 条第 8 号ロで「申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。」と定められ、高知県行政手続条例第 2 条第 9 号ウにも同様の規定がおかれているので、様式を「審査基準」とすることは、高知県行政手続条例で定めている「審査基準」の用語用法に違背します。</p> <p>2. 様式を審査基準で定めることの陥穽</p> <p>① 「県の審査基準」では、国の様式例第 4 号の 1 ([農地転用抜粋]農地法に係る事務処理要領別紙 1 様式例第 4 号)に「なお、本件申請については、その審査に際し事務処理上必要がある場合には、関係機関に対する調査及び確認を行うことに同意します。」(以下「同意文言」という。)との文言を加えて様式第 1 号を定めています。</p> <p>② そうすると、仮に、様式第 1 号から同意文言を削除した申請書を提出した場合、高知県行政手続条例第 7 条には「申請の形式上の要件に適合しない申請は、……許認可等を拒否しなければならない。」との定めがありますので、行政庁は、この申請書の様式が、県の審査基準に定めた様式第 1 号に適合していないことを理由に拒否処分をしなければならないこととなります。</p> <p>③ ところで、同意文言の削除された申請書は、国が作成した様式例第 4 号の 1 です。</p> <p>④ 国が、法令(農地法第 4 条第 2 項及び農地法施行規則第 3 1 条)に基づき作成した様式であるにも拘らず、「拒否」されるという不思議な事態を生じます。</p> <p>⑤ これは、様式第 1 号を審査基準で定めたことに起因します。</p> <p>3. こういう事態を避けるためにわざわざ高知県行政手続条例で用語の定義をしているのですから、様式は、「行政指導指針」(事務処理要領)で定めることを求めます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、検討した結果、以下の理由により改正案は修正しないこととします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政指導は相手方の任意の協力によって実現されるものであるところ、申請書への記載事項及び内容は、許認可等をするかどうかを判断するための要素であるため、申請書様式も審査基準の一部として位置づけています。 <p>なお、国が示しているものは「様式例」であり、許可権者として法令に基づく許可要件を確認するために必要な内容を審査基準として規定することができるものと考えます。</p> <p>いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>